

北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対する抗議と国に厳格で実効的な措置を求める 意見書

8月29日午前5時58分頃、北朝鮮は、中距離弾道ミサイルの発射実験を強行した。事前の通告もなく発射されたミサイルは、北海道上空を通過し、襟裳岬の東約1,180キロメートルの太平洋上に落下した。さらに、9月3日午後0時31分頃、気象庁は北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない地震波を探知し、政府は、諸情報を総合的に勘案した結果、北朝鮮が核実験を実施したものと判断した。その後、北朝鮮の核兵器研究所が「大陸間弾道ミサイル用水爆の実験が北東部の実験場で行われ、完全に成功した」と発表している。

これらは、国連安全保障理事会決議や6者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反する行為であり、これまで、我が国を初めとする国際社会が、北朝鮮に対し強く自制を求めてきたにもかかわらず、またしてもこのような暴挙に出たことは、我が国及び周辺地域のみならず、国際社会全体の平和と安定を損なうものであり、断じて許すことはできない。

よって、熊本県議会は、今回の北朝鮮の行為に対して厳重に抗議するとともに、国におかれては、繰り返される北朝鮮の暴挙に対して一層厳格で実効的な措置をとられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国は、唯一の被爆国としての立場に鑑み、国際社会と協調し、国連安全保障理事会における新たな制裁決議の早期採択に積極的に取り組むとともに、平和的解決に向けて、国連決議の遵守を働きかけるなど総力を挙げた外交努力を重ねること。
- 2 我が国独自の北朝鮮に対する措置について、一層厳格で実効的な措置を速やかに実行すること。
- 3 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実など国民保護措置の強化を図るとともに、ミサイル防衛体制のさらなる充実・強化により、国民の安全・安心に万全を期すこと。
- 4 核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であることから、国際社会が結束してこれらの問題の包括的かつ早急な解決を図るよう努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月7日

熊本県議会議長 岩下栄一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
防衛大臣	小野寺五典様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	加藤勝信様